

# 海田小学校防災計画

## 1 防災計画の必要性

我々は、不慮の火災やその他の災害から児童の生命を守る義務と責任を負っている。そのためには、周到な消防計画と不断の訓練が必要と思われる。従ってここに積極的な備えと実践力を養成するべく計画するものである。

消防計画に定める事項は、消防施行規則第3条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法によると次のとおりである。

- (1) 防火上の査察と維持管理
- (2) 消防活動（消火活動・通報と避難誘導）
- (3) 自衛消防組織
- (4) 教育と訓練

## 2 訓練計画

### (1) 部分訓練

- ア 通報訓練 出火発見者が校内や消防機関に通報する訓練
- イ 消火訓練 バケツ・消火器・校内消火栓等で消火する訓練
- ウ 避難訓練 避難者を避難口に誘導する訓練

### (2) 総合訓練

- ア 自衛消防組織全員が参加し、想定火点（赤旗・発煙筒等で現示）を示して消火、避難通報・搬出・救護の訓練を行う。消防機関の指導参加を要請することもある。
- イ 警報発令時の訓練、飛び火警戒の訓練のほか延焼防止に必要な訓練を実施し実践力を付ける。

## 3 避難計画

### (1) 避難場所

- ア 第一避難場所  
海田小学校 運動場 国旗掲揚柱前
- イ 第二避難場所  
海田中学校校庭
- ウ 第三避難場所（津波の時）  
海田南小学校校庭

### (2) 避難要領 児童の避難誘導は次の要領で行う。

- ア 避難信号（非常ベル）を聞いたら直ちに授業を停止し指示を待つ。
- イ 最初の指示例「火災警報」（訓練火災警報）発火点はA、Bの出口は危険です。そこを避けてCに避難しましょう。」
- ウ 担任は「起立、出口は前（後ろ）黙って避難開始。」で誘導する。児童は、出口に近い者から廊下に出る。
- エ 担任は居残りの有無を確かめたら、急いで先頭に立つ。児童は、出口までは右手で左上腕部を軽く抑え、左手を軽く口に当て黙って並ぶ。足元に注意して歩く。歩調は速足とし、決して人を追い越さない。前の人を転んだら手を上げて、「ストップ。」と言う。前の人を手を上げたら押さないで待つこと。担任は階段合流点では特に注意して交通整理に当たる。特別の指示がなければ指定された階段を下り、指定された出口から外に出る。
- オ 出口から運動場に出たら走って避難場所に到着、到着したら2列になって腰をおろす。全員の到着を待って担任が人員の点呼を行い異常を認めた場合には、直ちに警戒班が校舎内を捜索する。
- カ 各係職員は担当する学級児童に異常がなければ直ちに持ち場につき、活動を開始する。避難誘導班は全児童の四囲に立ち、四散を防ぎ保護に当たる。警戒班は搬出物、持ち出し先の警

戒に当たる。

キ 避難に際しての利用通路は原則的には別表の通りとし、火災の状況、風向き、津波の状況により応変の措置をとるものとする。

(3) 休日または夜間における措置

ア 要領 夜間または休日に火災が発生したときは、警備員は次のように処置する。

- 火点を確かめ大声で「火事だ」を連呼して付近の人家に応援を求める。
- 119番へ急報し学校長は役場へ連絡する。
- 手伝い人の応援を得て、非常持ち出し品の搬出に当たる一方初期防火に努める。
- 防火手伝い人の増加を見て重要物品の搬出に当たる。
- 消防機関が到着すれば水利の誘導電燈の点燈をする。
- 職員に連絡する。(その間連絡員が到着すれば連絡員に委ねる。)

(4) 地震発生の場合

- 火災発生に準じて、行動する。
- 震度6以上の場合及び地震による津波発生の場合は、校長・教頭・教務主任・保健主事は登校し、状況把握に当たる。その他の教職員は、緊急連絡がない限り自宅待機とする。